

福井県社会福祉センター 利用上の注意

福井県社会福祉センターのご利用の際は、以下のことをお守りください。

- (1) 利用申請書に書いた利用目的以外の目的に貸室を利用しないでください。
- (2) 当該許可を受けた貸室を転貸し、または当該許可に基づく権利を譲渡しないでください。
- (3) 他人の迷惑となる行動をしないでください。
- (4) 備品をセンターの外に持ち出さないでください。
- (5) 喫煙・火気を使用しないでください。
- (6) 爆発物、可燃物または鉄砲刀剣類等の危険物を持ち込まないでください。
- (7) センターの管理上支障がある行為をしないでください。
- (8) 施設等を損傷・滅失させないでください（事故により損傷した場合、必ず申告してください）。
- (9) 秩序または風俗を乱す行為をしないでください。
- (10) 立入禁止区域に立ち入らないでください。

※上記に違反する場合は、利用許可を取り消すことがありますのでお気を付けください。

※また、著しく長期間にわたる利用となる場合は一部利用をお断りすることがあります。

※物品等の販売、寄附金の募集、それに類する行為はセンター設置の目的に添ったものに限ります。また、当該行為の実施にはセンターの許可が必要になります。